

2月9日～3月15日 税の申告相談

所得申告忘れずお早めに

町では、2月9日(水)から税の申告相談を行います。この相談は、昨年1年間(平成16年1月から12月まで)の所得を申告していただくもので、この内容が平成17年度の町県民税や国民健康保険税などの課税基礎となります。申告期間が間近になりますと、混雑したり、申告に時間がかかったりします。お早めに申告相談してください。



申告が必要な方

- 町県民税の申告をしなればならない方は、次のいずれかに該当する方です。
- 平成17年1月1日現在で鏡石町内に住所があり、平成16年中に何らかの所得があった方。ただし、所得がなかった場合でも国民健康保険に入っている方や、児童手当を受けている方などは申告が必要です。
- 給与所得のほかに、農業や営業、不動産などの所得があった方。
- 給与所得だけの方でも、1月31日までに勤務先から鏡石町に「給与支払報告書」の提出がない方。
- 平成16年の中で退職された方。
- 生命保険契約に基づく年

申告の必要ない方

- 次に該当する方は、申告の必要がありません。
- 税務署に所得税の確定申告書を出される方。
 - 給与所得や年金所得のほかに収入がなく、勤務先または支払者から町に支払報告書を提出済みの方。ただし、新たに控除(医療費控除や住宅借入金等特別控除など)を受けようとするときは、税務署へ確定申告書を出した場合を除き、申告が必要です。
 - 平成16年中に所得がなく鏡石町内居住の家族の扶養になっている方。

申告相談に必要なもの

- 印鑑
- 平成16年中の収入や支出などがわかる帳簿類、通帳、

- 出荷伝票など
- 給与や年金所得のある方は平成16年中の源泉徴収票
- 平成16年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料などの領収書・生命保険料、個人年金保険料、損害保険料などの支払証明書
- 身体障害者・戦傷病者の方は障害者が確認できる手帳・証明書
- 医療費控除を受けようとするときは、平成16年中に支払った医療費の領収書
- 平成16年中に農業機械などを購入した場合は、その領収書など
- 営業所得者や収支計算で申告する農業所得者は、収支のわかる収支内訳書など
- 所得税の還付や納税の際に口座振替をご利用される方は、銀行名や口座番号のわかるもの(通帳など)と銀行印をご持参ください。

- 問い合わせ先
- 須賀川税務署 ☎75-2194
- 町税務町民課 ☎62-2114
- 申告会場(申告期間中) ☎62-1376

須賀川税務署からののお知らせ

☎75-2194

須賀川税務署では、平成16年分所得税確定申告相談を1月31日(月)から3月15日(火)まで、昨年同様須賀川市産業会館(牡丹園向かい)で行いますので、混まないうちに早めに申告を済ませてください。

インターネットを利用して自宅のパソコンから国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」に接続し、画面案内に従い金額等を入力することにより、確定申告書

- 日 時 2月23日(水)午前
- 東北税理士会須賀川支部では、「税理士記念日」にちなみ次の日程で税金無料相談所を開設しますのでお気軽にご利用ください。
- 日 時 2月23日(水)午前10時～12時、午後1時～3時
- 場 所 須賀川市産業会館
- 還付申告はお早めに

確定申告をする必要のない給与所得者でも次のような場合には、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
- 多額の医療費を支払った場合
- 災害や盗難にあった場合

●年の途中で退職し、再就職してない場合などです。

土地や建物売ったとき

平成16年中に土地や建物を売ったときの利益には、譲渡所得として税金がかかります。譲渡所得については特例が設けられていますが、特例の適用を受けるには様々な要件がありますので注意が必要です。譲渡所得についても、他の所得と一緒に確定申告を行うこととなります。

申告相談の日程

- 会 場 町勤労青少年ホーム
- 受付時間 午前9時～午後4時

月 日	行政区	月 日	行政区
2月9日	水 久来石	2月28日	月 仁井田・さかい
2月10日	木 〃	3月1日	火 成 田
2月14日	月 笠 石	3月2日	水 〃
2月15日	火 〃	3月3日	木 〃
2月16日	水 〃	3月4日	金 豊郷・旭町
2月17日	木 〃	3月7日	月 〃
2月18日	金 高久田	3月8日	火 1区・2区・3区・4区
2月21日	月 〃	3月9日	水 〃
2月22日	火 鏡 田	3月10日	木 〃
2月23日	水 〃	3月11日	金 〃
2月24日	木 〃	3月14日	月 〃
2月25日	金 仁井田・さかい	3月15日	火 予 備 日

公的年金受給者の申告相談

- 町では、公的(共済、厚生、国民)年金受給だけの方を対象とした申告相談を次のとおり行います。
- 日 時 2月8日(火) 午前9時～午後4時
 - 場 所 町勤労青少年ホーム
 - 持参するもの
 - 公的年金の源泉徴収票
 - 各種所得控除に必要な証明書や領収書など
 - 銀行印と銀行名や口座番号がわかるもの

廃車・名義変更手続きはお早めに!

軽自動車税は、毎年4月1日現在で原動機付自転車(ミニバイク等)、小型特殊自動車(トラクター等)、軽自動車、二輪車などの所有者に対して課税されます。軽自動車等を使用していない場合や廃棄した場合、人に譲った場合には届出が必要ですので、3月末日までに下表のとおり手続きをしてください。手続きがされていない場合は、平成17年度の軽自動車税が課税されます。

車 種	届出・問い合わせ先	必要なもの
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕用その他)	町税務町民課 ☎62-2114	ナンバープレート 印鑑(所有者・届出者) 標識交付証明書
軽二輪(126cc～250cc) 軽三輪・軽四輪	福島県軽自動車協会 福島市古倉字谷地16-7 福島軽自協会館内 ☎024-546-2577	車種によって手続きの方法が多少異なりますので、事前に確認してください。
二輪の小型自動車(251cc以上)	福島陸運支局 福島市古倉字吉田54 ☎024-546-0341	